

島根県報

平成30年5月7日(月)

第 3,002 号

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

国 次

【告示】

 土地改良区の設立の認可
 (農村整備課) 2

 保安林の指定
 (森林整備課) 2

 森林法第189条の規定による告示及び掲示(4件)
 (") 2

 漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅
 (水産課) 4

【公告】

都市計画変更の図書の縦覧(2件) (都市計画 課)

【特定調達公告】

平成30年度しまねアグリビジネス実践スクール運営業務に係る一般競争入札の落 (農業経営課) 5 札者等

告示

島根県告示第326号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第10条第1項の規定により、大田市三瓶町池田土地改良区の設立を平成30年4月25日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成30年5月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第327号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において 準用する同条第1項の規定により告示する。

平成30年5月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

大田市川合町忍原字小山イ372からイ374まで、イ375-1、イ375-2、イ376、イ377-1、イ377-2、イ378、イ379-1、イ379-2、イ380-1、イ380-2、イ381からイ384まで、イ385-2、イ385-3、イ386-2、イ387、イ396、イ938、イ939、イ1173-1、イ1174-1、字藤床イ388、イ389-1、イ389-2、イ390-1からイ390-3まで、イ391からイ395まで、イ397、イ1171-1、イ1171-2、イ1172-1からイ1172-4まで、字長畑イ1175-1、イ1175-2、字堂床イ1176

- 2 指定の目的
 - 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第328号

平成30年農林水産省告示第283号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を松江市役所及び川本町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成30年5月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明である通知の相手
松江市東長江町字頭谷1155-1	森脇 正司

|邑智郡川本町川本2889-5

入江 義明

島根県告示第329号

平成30年島根県告示第85号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を邑南町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成30年5月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明である通知の相手方
邑智郡邑南町阿須那2664-1、2664-2	正満寺

島根県告示第330号

平成30年島根県告示第125号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成30年5月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明である通知の相手方
浜田市三隅町芦谷2345-8	上野 義雄
浜田市三隅町芦谷865-2	岡田 良介
浜田市三隅町芦谷1939-16	金山 俊雄
浜田市三隅町芦谷2098-2、2098-3、2098内1、2104-1	竹田 正
浜田市三隅町芦谷2222-1	松本 千稔
浜田市三隅町芦谷865、865-1、865内3、2356-82	山市 益一

島根県告示第331号

平成30年島根県告示第126号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成30年5月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明である通知の相手方
浜田市三隅町向野田471、1913-1	岡田 勝太郎
浜田市三隅町向野田2208	京塚 重信
浜田市三隅町向野田460、1904、1908	佐倉 澄子
浜田市三隅町向野田468、1910	司山 佐市

浜田市三隅町向野田2210	田中 幾太郎
浜田市三隅町向野田463から465まで、465-1、466、466-1、	堀田 トミ子
1907、1909 — 1	
浜田市三隅町向野田2212-1	三浦 舛一
浜田市三隅町向野田457、1905内1、1906-1	無限責任西隈信用販売購買利用組合

島根県告示第332号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成26年島根県告示第285号による保険に付すべき義務は、平成30年4月24日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号)第26条の3の規定により告示する。

平成30年5月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

平田市加入区

御津加入区

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成30年5月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
 - 松江圈都市計画(松江国際文化観光都市建設計画)景観地区
- 2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成30年5月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
 - 松江圈都市計画(松江国際文化観光都市建設計画)地区計画
- 2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令 第372号) 第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第 83号) 第9条の規定により公告する。

平成30年5月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 役務の名称及び数量

平成30年度しまねアグリビジネス実践スクール運営業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地 島根県農林水産部農業経営課 島根県松江市殿町1番地

3 落札者を決定した日

平成30年3月14日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社パソナ 営業総本部副総本部長 石田 正則 東京都千代田区大手町二丁目6番2号

5 落札金額

32,408,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成30年2月19日